

# 江東区土木部「週休2日制確保工事」実施要領

令和7年11月

江東区土木部

## 江東区土木部「週休2日制確保工事」実施要領

### 1 目的

この要領は、江東区土木部の発注する工事において、発注者が請負者に対して週休2日に取り組む工事である旨を指定する「週休2日制確保工事」について、その実施方法等に関し必要な事項を定め、建設工事（建設業法（昭和24年5月法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）における週休2日を促進することを目的とする。

### 2 対象工事

原則、江東区土木部の発注する全ての土木工事、土木設備工事及び建築工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が30日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とすることができる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

### 3 週休2日の考え方

#### (1) 現場閉所

1) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

3) 通期の週休2日とは、対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

工事契約後、月単位の週休2日の取り組みに当たって、請負者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合には、事前に発注者に連絡した上で、土日に代わる現場閉所日「以下（代替休日）という。」を設定する。また、代替休日は同一の月で指定し、現場閉所を行うものとする。

## (2) 交替制

- 1) 交替制における月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
  - 2) 交替制における通期の週休2日とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
  - 3) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。また、発注者が対象外と認める期間は含まない。期間に含まない。
  - 4) 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
  - 5) 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、請負者、発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- (3) 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

## 4 業務の流れ

### (1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に月単位の週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する（別添1）。

なお、土木工事及び土木設備工事の補正係数は、積算基準（東京都建設局）及び「下水道局「週休2日制確保工事」実施要領」の記載による。建築工事の補正係数について、複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正し、市場単価等（市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格）は『財務局「週休2日促進工事」実施要領』の表1から表3の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、補正率は新営補正率を用いる。

### (2) 工事契約時

請負者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交

替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

- 1) 請負者は、広報板などに「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- 2) 請負者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。
- 3) 発注者は、請負者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。請負者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、請負者、発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

1) 現場閉所

請負者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添2)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「別記様式I 追第9号」)。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は補正係数を除した変更とする。

2) 交替制

請負者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「別記様式I 追第9号」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は補正係数を除した変更とする。

## 5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 請負者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、請負者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及

び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

付則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。